

## 利用目的の共同利用

個人情報保護法では、個人情報データを特定の者と共同で利用する場合には、①共同利用する趣旨②共同利用する個人データの項目③共同利用者④共同利用目的⑤データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。当組合では、共同事業内容の公表をホームページへの掲載をもって行なうことといたします。

当組合が共同利用する事業は以下のとおりです。

### ■1. 事業主との共同事業「人間ドックおよび保健指導」「保険証やご案内の文書等発送および保健事業や給付金の送金事業」

#### 1. 共同利用する趣旨

- ・事業主が実施する健康診断に代えて人間ドック等を実施している
- ・健診結果に基づき被保険者の健康づくりを支援する
- ・被保険者からの諸手続に対し、迅速かつ正確に文書やメール等の発送・発信、保健事業や給付金の処理を行う

#### 2. 共同利用する個人データ項目

##### 1. 本人に係る情報

氏名、生年月日、性別、被扶養者情報、入社年月日、社員区分、社員コード、所属部署、部署コード、メールアドレス、住所、給与振込口座

##### 2. 生活習慣予防健診、人間ドック、定期健康診断の受診者、保健指導の対象者及び保険給付支給対象者に係る情報

氏名、生年月日、住所、電話番号、事業所名、所属、所属コード、社員区分、社員コード、健診未実施項目、健診種目名、健診受診日、健診実施機関名、健診実施機関所在地、相談・指導内容、所見、健診結果、保健指導実施業者、保健指導実施業者所在地、保健指導内容、保健指導結果、保険給付名称、保険給付対象者氏名、保険給付支給額、保険給付支給日

##### 3. 共同利用者

事業主

##### 4. 共同利用目的

- ・事業主が実施する健康診断に代えて人間ドック等を実施することにより被保険者の利便性を図る
- ・健診結果に基づき保健指導を行うことにより、被保険者の健康づくりに資する
- ・被保険者からの諸手続に対し、迅速かつ正確に文書やメール等の発送・発信、保健事業や給付金の処理を行うことにより被保険者の利便性に資する

##### 5. データ管理者

- ・当組合 常務理事
- ・事業主 担当部署所属長

## ■2. 健保連との共同事業「共同事業情報管理事業システム利用」

### 1. 共同利用する趣旨

健康保険法附則第2条に基づき、健保連(健康保険組合連合会)と健保組合が共同で実施している事業であり、当組合に高額な医療費が発生した際、その費用の一部が健保連から交付される交付申請に際し、対象となるレセプト(診療報酬明細書データ)および対象者の氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額等を記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連に提出し、健保連はこれを交付申請の審査、決定並びに高額医療費の分析に活用している

### 2. 共同利用する個人データ項目

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載事項のほか、レセプト記載データの全ての項目

### 3. 共同利用者

健保連および健保連の業務委託先

### 4. 共同利用目的

共同事業情報管理事業システム利用の申請、審査、決定および高額医療費の分析のため

### 5. データ管理者

- ・当組合 常務理事
- ・健保連 担当部署所属長

## ■3. 健保連との共同事業「健康管理システム利用」

### 1. 共同利用する趣旨

従来から実施している人間ドック等の各種健診に加え、特定健診・特定保健指導を円滑に実施し、結果データを安全に保有管理運用する

### 2. 共同利用する個人データ項目

対象の人間ドックおよび特定健診の検査結果データおよび特定保健指導の指導内容並びに指導結果

### 3. 共同利用者

健保連

### 4. 共同利用目的

人間ドック等各種健診結果データの保管、分析

特定健診結果データ・特定保健指導の指導内容並びに結果等の分析、統計情報の報告等に利用する

### 5. データ管理者

- ・当組合 常務理事
- ・健保連 担当部署所属長